

仕様書

1 事業・委託業務名

令和8年度チャレンジマインド育成事業 動画作成業務委託

2 事業目的

- 急激に変化する社会に柔軟に対応する力と態度を身につけるために、児童生徒のチャレンジマインドの育成を図るとともに、より質の高いキャリア教育を目指す。
- 職業探究プログラムや、起業家による講話を通して、児童生徒が自分の将来に夢や希望をもち、新しいことにチャレンジしていく意欲を育成する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年9月4日（金）まで

4 実施対象校

福岡市立小・中学校

5 委託業務の内容

小学校向けとして、社会人の現場で働く様子及びチャレンジを続けている方の声を、5分程度（必要に応じて分割したもの）の動画に収録し、45分×5コマ授業における動画活用案を作成する。作成本数は、以下の職業分類に該当する2本とする。

中学校向けとして、社会人による「講話」を動画に収録し、50分×2コマ授業における動画活用案を作成する。動画の種類は2種類あり、1種類目は、20分以内で生徒が新しいことにチャレンジしていく意欲を育成できるものを1本、2種類目は、その職業を通して、どのような社会貢献をしているのかを具体的に知ることができる動画を総時間20分程度で数本用意することとする。

小学校	金融・保険専門職業従事者、金融・保険営業職業従事者
中学校	金融・保険専門職業従事者、金融・保険営業職業従事者

※税理士・公認会計士はすでに作成済

※上記の職業分類において、最低2名を選出すること

(1) 社会人・起業家の確保

(2) 講話と授業における動画活用案の企画

教育委員会と打ち合わせの上で講話の内容と授業における動画活用案を決定。必要に応じ、授業で使用する資料作成。（受託者が教育委員会を訪問）

(3) 映像作成

動画作成に必要な撮影や映像素材作成を行う。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。撮影に際し、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

(4) 編集

映像の加工・編集、テロップの付加などの編集作業を行う。完成までに福岡市による複数回の内容確認および修正指示の機会を設ける。

6 動画の構成イメージ

<小学校>

(例) 「児童が社会貢献の意味や価値を理解する」ことのできるもの：1本

(例) 「児童が買い物の優先順位や必要性を考える」ことのできるもの：1本

(当該職業の仕事をする中で、児童生徒を対象とした社会課題にどのように取り組んでいるかを紹介する動画として)

構成例

時間の目安	講話の内容
2分	自己紹介、職業紹介
2分	仕事をはじめたきっかけ 仕事をするうえで大切にしていること 等
1分	児童達に伝えたいこと

<中学校>

(例) 「生徒が社会貢献の意味や価値を理解する」ことのできるもの：1本（20分）

(例) 「生徒が金銭の使い方や予算の立て方を学ぶ」ことのできるもの：1本（5分）

「生徒が契約やルールの大切さを理解する」ことのできるもの：1本（5分）

(当該職業の仕事をする中で、児童生徒を対象とした社会課題にどのように取り組んでいるかを紹介する動画として)

構成例①

時間の目安	講話の内容
7分	自己紹介、起業に至った経緯
5分	行き詰まった体験、乗り越えた方法・考え方
3分	中学生のころの自分
5分	生徒達に伝えたいこと

構成例②

時間の目安	講話の内容
5分	自己紹介、起業に至った経緯
5分	その職業に関する社会課題（トラブル等）
10分	実際にあったトラブル事例（ネット通販、サブスク契約、ゲーム課金など） それを防ぐために行っている啓発活動や相談対応等、生徒達に伝えたいこと

7 委託条件

- (1) 本事業を履行するにあたり、小・中学生が興味を持つ多様な4名の社会人・起業家を確保でき（業務委託に記載の通り4名を望むが最低2名でも可）、児童生徒の興味関心に沿って話題提供ができるノウハウを有すること。
- (2) 児童生徒同士の交流を取り入れる授業を想定して、担任によるファシリテーションを導入した授業案を構成できるノウハウを有すること。
- (3) 令和8年9月4日（金）までに、小学校2本、中学校総時間40分以内の数本を納品すること。
- (4) 動画形式MP4、画面サイズ16：9、解像度1280×720で動画作成。

8 成果物

- (1) 納品物
 - ・動画データ（DVD）※ただし容量が大きい場合は他のメディアでも可
 - ・授業における動画活用のための授業計画データ（Word形式またはExcel形式で電子データで納品）
 - ・その他、福岡市教育委員会と協議し、決定したもの。

9 著作権等について

- (1) 本業務により作成された成果物の所有権、著作権その他の権利は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、福岡市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うものとする。
- (3) 本件動画について、業務中及び業務完了後において第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。